

佐渡市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和 6 年 10 月
佐 渡 市

令和 7・8 年度において、佐渡市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加を希望する方は、佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成 16 年告示第 73 号。以下「規程」という。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

第 1 申請方法

1 申請受付期間

- ①新潟県内に主たる営業所を有する者：令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- ②新潟県内に主たる営業所を有しない者：令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
（土、日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※ 随時申請は、令和 7 年 4 月 1 日から受け付けます。

なお、上記の受付期間を過ぎて提出されたものは随時申請として扱いますのでご注意ください。

2 参加資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 随時申請の場合は、参加資格が認められた日から有効期間が始まります。

3 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所 財務部 財政課 契約検査室

4 提出方法

郵送又は持参により提出してください。なるべく、郵送による提出にご協力をお願いします。
持参されてもその場での審査は行いません。書類の受領のみとなります。

なお、郵送で送付する場合は、提出先に到着した日をもって受領日としますので、郵送に要する日数を考慮し期限までに到着するように注意してください。

5 提出部数

申請書等の提出部数は、1 部です。申請書は、佐渡市ホームページからダウンロードしてください。
「8 提出書類」の記載順にし、長辺上部を紐・紙縫り等で綴じてください。

ファイル・クリップ・ホチキス等では綴じないでください。

また、審査結果郵送用封筒（返信用封筒）を忘れずに同封してください。

6 参加資格の種類（建設工事の種類）

申請できる工事の種類は、別紙「業種区分コード表」の 30 種類です。

なお、当市では建設業法の許可業種（29 業種）に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の 1 業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますので申請漏れがないようご注意ください。

7 資格審査申請をすることができる方

- (1) 資格審査の申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。
 - ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受け、その許可を受けて営業した期間が 1 年に満たない者
 - イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合

評定値の通知を受けていない者

エ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者

カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ケ 暴力団員であると認められる者

コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

シ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。スにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ス 法人であって、その役員のうちにケからサまでのいずれかに該当する者がある者

セ 佐渡市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

ソ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）

（ア）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（ウ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(2) 次に掲げる国家資格者等の技術職員数が、「10 入札参加資格の格付けに係る留意点」の各業種の最低等級（土木一式・建築一式工事はD級、電気・管工事はC級、舗装工事はB級）の技術職員数の要件を満たさない者（総合評点通知書の審査基準日現在で要件を満たさない者）は、該当の工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）について資格審査申請をすることができません。

工事の種類	国 家 資 格 者 等 の 種 類
土 木 一 式 工 事	1 級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とする者 2 級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）
建 築 一 式 工 事	1 級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 2 級技術職員：一級建築施工管理技士補、二級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）、二級建築士

電 気 工 事	1 級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とする者 2 級技術職員：一級電気工事施工管理技士補、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験 3 年以上、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）で電気工事に関し実務経験 5 年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験 1 年以上、計装で電気工事に関し実務経験 1 年以上の者
管 工 事	1 級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門（選択を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とする者 2 級技術職員：一級管工事施工管理技士補、二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験 1 年以上の者、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ）、配管工若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者、又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工若しくは建築板金とするものに合格した後、管工事に関し実務経験 3 年以上（ただし、平成 16 年 4 月 1 日時点で合格していた者は実務経験 1 年以上）の者、建築設備士で管工事に関し実務経験 1 年以上、計装で管工事に関し実務経験 1 年以上の者
舗 装 工 事	1 級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」とするものに限る。）とする者 2 級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）

8 提出書類

下記表中、「市内建設業者」とは、佐渡市内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいいます。以下同じ。）のうち主たる営業所（本社）が所在する建設業者をいい、「市外建設業者」とは、市内建設業者以外の建設業者をいいます。（以下同じ。）

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

提 出 書 類 一 覧	市内 建設 業者	市外 建設 業者
① 佐渡市建設工事入札参加資格審査申請書 【第 1 号様式】	◎	◎
② 営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【第 2 号様式】 従たる営業所を記入した場合は、⑧の「建設業許可申請書別紙 2 の写し」が必要です。	△	△

③ 技術職員数等に関する書類 【第3号様式】 1 級舗装施工管理技術者の欄に技術者数を記入した方は、当該資格者証の写しを提出してください。（2 名以上記入した方は、うち 1 名の資格者証の写しを提出してください。）	◎	◎
④ 技術職員数一覧 【第4号様式】 ⑨の審査基準日における土木一式、建築一式、電気、管又は舗装工事の技術職員数が経営事項審査の記載と異なる者の要件を満たす者（※）で、かつ「技術職員数等に関する書類【第3号様式】」において当該業種の技術職員数の補正を希望するとした者は、提出してください。 ※ ⑨の審査基準日現在の 1，2 級技術職員数と総合評定値通知書に記載の 1，2 級技術職員数との差異が生じる以下の場合のみ、補正を希望することができます。 ・経営事項審査における技術職員の資格要件の重複計上の制限（2 業種まで）に該当する場合 ・経営事項審査において技術職員区分「その他」又は「監理補佐」に区分される資格の一部で市の取り扱いでは 2 級に区分される場合 申請の際には、技術職員数一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明証（様式第 9 号））の写し（資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに添付し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。）を提出してください。	△	△ (佐渡市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者で、技術職員数の補正を希望する者のみ提出)
⑤ 舗装機械の所有状況に関する書類 【第5号様式】 ※「舗装工事」を希望する方のみ 市外建設業者の方は、佐渡市内に営業所等を有する場合に提出するものとし、佐渡市内に所有（保管）していることを証する書類（車検証、固定資産台帳、リース契約書等の写し）を添付してください。	△	△
⑥ 石綿作業主任者等に関する調書 【第6号様式】 市外建設業者の方は、佐渡市内に営業所等を有する場合に提出してください。 土木一式、建築一式、管工事、又は解体工事を申請する方で、石綿作業主任者技能講習又は、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習の修了者がいる場合は提出してください。 なお、受講者の講習修了証の写しも添付してください。（2 名以上記入した方は、うち 1 名の講習修了証の写しを提出してください。）	△	△
⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書	◎	◎
⑧ 建設業許可申請書別紙 2 の写し ②で従たる営業所等の一覧表（第 2 号様式）を提出する場合は提出してください。 契約締結権限がある営業所等を申請する方は、委任状の提出が必要になります。 委任状の指定様式はありませんが、任意の様式を佐渡市ホームページに掲載しています。（記載内容については「第 2 記入方法」の「9 委任状を提出する際の留意事項」をご確認ください。）	△	△
⑨ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し (1) 定期申請の場合は、審査基準日が令和 5 年 6 月 30 日以降であり、かつ有効な総合評定値通知書であることが必要です。（該当する通知書が 2 以上ある場合は、そのうち最新のものを提出してください。以下同じ。）随時申請の場合は、申請をしようとする日の 1 年 7 か月前の日以降の通知書であることが必要です。 (2) 資格審査を申請しようとする業種について、総合評定値通知書では、過去 3 年間の完成工事高を有することが確認できない場合、建設業法第 11 条第 2 項の規定に基づき変更届に添付した様式第 3 号の写し等又は完成工事高を有する事業年度の経営事項審査の申請書の控えの写し（いずれも収受印があるものに限る。）を提出してください。	◎	◎

⑩ 経営規模等評価申請書総合評定値請求書等の写し 経営事項審査の申請を行った時の、<u>経営規模等評価申請書総合評定値請求書の表紙（収受印のあるもの）、技術職員名簿（別紙二）及び工事経歴書（様式第2号又は様式第2号の2）</u>の写しを提出してください。 経営事項審査の申請の際、工事経歴書の添付を省略した方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき変更届出書に添付した工事経歴書の写しを提出してください。	◎	△ 新潟県内に本社又は佐渡市内に営業所を有する者のみ
⑪ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し <u>⑨において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合</u>で、<u>審査基準日以降に加入の届出を行った者は、以下の書類を提出してください。</u>以下の書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。 ○健康保険又は厚生年金保険の場合は、次の書類のいずれかを提出してください。 (保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングしてください。) ・申請時の直近1か月分の領収証書の写し ・標準報酬決定通知書の写し ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(年金事務所の受領印があるもの)の事業主控えの写し ○雇用保険の場合は、次の書類のいずれかを提出してください。 ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し ・雇用保険適用事業所設置届(ハローワークの受領印のあるもの)の事業主控えの写し	△	△
⑫ 適用除外申告書 【第7号様式】 ⑨において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、<u>審査基準日以降に適用除外となった者のみ</u>、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。 当該書類により適用除外であることが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。	△	△
⑬ エコアクション21 認証登録を受けていることを証する書面（登録証）の写し エコアクション21について、(一財)持続性推進機構の認証を受け、主観点を希望する者（ただし、ISO14001 認証取得者を除く。）は、その認証を受けていることを示す登録証の写しを提出してください。（認証登録「有」と認められた場合は主観点を5点付与します。） ※ この⑬及び以下⑭までの主観点の申請は、申請区分が「1(新規)」又は「2(継続)」の場合に限ります。この際に主観点の申請漏れがあっても、その後に追加で申請を行うことはできませんのでご注意ください。	△	△
⑭ 建設業以外の新分野に進出していることを証する書類 佐渡市内に主たる営業所を有し、新分野進出状況に係る主観点を希望する者は、<u>日本標準産業分類で建設業以外の分野（大分類を異にする事業）へ進出し、令和5年2月1日から令和7年1月31日まで（以下「対象期間」という。）の間に500万円以上の支出（対象期間以前に開始した新分野の事業に関しては対象期間中に行った追加投資等の新たな支出（事業継続のための必要経費の支出は除く。）に限る。）を行ったことがわかる下表の書類を提出してください。</u>（新分野進出「有」と認められた場合は、主観点を20点付与します。）	△	×

自らの会社での進出	新会社設立（単独又は共同出資）						
	① 新分野に進出した新会社の登記事項証明書						
① 定款（個人事業主の場合は不要）	② 新分野に進出した新会社の定款（個人事業主の場合は不要）						
② 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類（いずれか一つ） ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・企業紹介パンフレット等	③ 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類（いずれか一つ） ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・新会社の企業紹介パンフレット等						
③ 500 万円以上支出したことを証する次の書類の写し（いずれか一つ） ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの	④ 500 万円以上支出したことを証する次の書類の写し（いずれか一つ） ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの						
⑮ 障害者雇用状況報告書等の写し 下記① ②のいずれかに当てはまる障害者雇用に係る主観点希望者は、下表の書類を提出してください。（障害者雇用「有」と認められた場合は主観点を 10 点付与します。） ① 資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務があり（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者をいう。）、法定雇用率（2.5%）を満たす数を超える数の障害者を雇用している者 ② 資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務はないが資格審査申請日現在において 1 人以上の障害者を雇用している者							
<table border="1"> <tr> <td>① 雇用状況報告義務がある者</td> <td>② 雇用状況報告義務がない者</td> </tr> <tr> <td> 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項及び同法施行規則第 8 条に規定する障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者）における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 ※ 電子申請で上記報告を行った場合は、審査が完了したことがわかるような電子申請システムの画面の写しを提出してください。 </td> <td> 雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・雇用保険被保険者証 ・健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・賃金台帳 など </td> </tr> </table>		① 雇用状況報告義務がある者	② 雇用状況報告義務がない者	障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項及び同法施行規則第 8 条に規定する障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者）における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 ※ 電子申請で上記報告を行った場合は、審査が完了したことがわかるような電子申請システムの画面の写しを提出してください。	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・雇用保険被保険者証 ・健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・賃金台帳 など	△	△
① 雇用状況報告義務がある者	② 雇用状況報告義務がない者						
障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項及び同法施行規則第 8 条に規定する障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者）における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 ※ 電子申請で上記報告を行った場合は、審査が完了したことがわかるような電子申請システムの画面の写しを提出してください。	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・雇用保険被保険者証 ・健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・賃金台帳 など						

①⑥ ハッピー・パートナー企業登録証の写し等 新潟県のハッピー・パートナー企業として登録し、かつ、下表の① ②のいずれか一方又は両方に該当する者で主観点を希望する者は、<u>ハッピー・パートナー企業登録証の写しとともに</u>、下表の①又は②に該当する書類を提出してください。(①、②でそれぞれ5点、両方とも該当する場合は主観点を10点付与します。)			
項 目	①「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項又は第4項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、<u>当該行動計画の計画期間中</u>である者	②経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者となる資格を有する者。ただし、法人役員及び個人事業主を除く。）を1名以上雇用している者	△
提出書類	・都道府県労働局に提出した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」（労働局の受付印あり）の写し	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類） （保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングしてください。）	△
①⑦ 若年者雇用状況申告書等（第8号様式） 令和2年11月1日から令和6年10月31日の間に佐渡市内の営業所で若年者（採用時30歳未満の者をいいます。以下同じです。）を雇用期間の定めのない常勤職員（◆1）として新たに採用（◆2）し、当該者を資格審査申請日まで継続して佐渡市内の営業所に勤務させている場合で若年者雇用に係る主観点希望者は、若年者雇用状況申告書【第8号様式】を提出し、下記の確認書類を提出又は提示してください。（若年者雇用「有」と認められた場合は主観点を20点（当該者が技術者又は技能労働者の場合は30点）を付与します。） ◆1「雇用期間の定めのない職員」とは、パートタイマー、アルバイト、日雇い等を除く正規職員が該当します。 ◆2 採用を行った者は佐渡市内の営業所でなくても構いません。 ＜確認書類＞ ①～③のうちいずれか及び④～⑧（⑦及び⑧は該当する場合のみ） いずれか1つ 必須 該当する場合のみ（①～⑥で確認できれば不要） ①健康保険被保険者証の写し（事業所名、資格取得年月日が記載のもの） ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ③健康保険・厚生年金資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ⑤雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し（勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの） ⑥賃金台帳又は源泉徴収簿の写し（資格審査申請日の属する月の前月に係る支払分） ⑦資格審査申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し（採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ） ⑧資格審査申請日現在における職種が確認できる書類の写し（採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ） ※ やむを得ない理由により上記①から③の書類を添付できない場合は常勤性を確認できる書類、上記④の書類を添付できない場合は採用日を確認できる書類、上記⑧の書類を添付できない場合は申請日現在における職種を代表者が証明する書類をそれぞれ添付してください。 ※ 対象となる若年者が複数人いる場合、「若年者雇用状況申告書」は1人分について記載し提出してください。この場合、技術者又は技能労働者を優先して記載してください。		△	△

⑱ 就業体験(インターンシップ)等の受入れに関する実施申告書 【第9号様式】 令和4年11月1日から令和6年10月31日の間に、中学生以上の生徒・学生（専門学校生を含む。）を対象とした就業体験（インターンシップ）、専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）又は佐渡市主催の課題解決型の職場体験の受入れを、佐渡市内の営業所等で連続2日（※）以上行った実績があり、当該主観点を希望する者は、就業体験等の受入れに関する実施申告書【第9号様式】を提出し、併せて下記の添付資料を提出してください。（就業体験等の機会提供「有」と認められた場合は、主観点を10点付与します。） ※ 連続2日とは「連続する2営業日」をいい、金曜日、月曜日と受入れを行った場合もその間の土曜日及び日曜日が会社の休業日であれば申請が認められます。 ＜添付資料＞ ・就業体験のプログラム、作業内容が分かる資料や写真など、内容が具体的に確認できる資料。資料は内容が把握できる必要最低限（数枚程度）で可。 ・受け入れた生徒、学生の学校等からの依頼文があればその写しも添付してください。	△	△
⑲ 佐渡市の市税の納税証明書(未納がないことの証明用) （証明年月日が申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの） <u>佐渡市税の納税証明書は、必ず原本を提出</u>してください。 市外建設業者の方は、佐渡市に納税義務がある場合に提出してください。 ※ 納付されてから納付のデータが証明に反映するまでに1～2週間を要しますので、納付後すぐに証明書が必要な場合は、佐渡市税務課窓口にお問合せください。	◎	△
⑳ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額がない証明用） （証明年月日が申請書提出日以前3か月以内に発行されたもの、写し及び電子納税証明書を印刷した書類の提出でも可） 法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」 個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」	◎	◎
㉑ 資本関係・人的関係に関する調書 親会社（会社法第2条第4号の2に規定）と子会社（同法第2条第3号の2に規定）の関係及び自社の会社役員等と他会社の役員等の兼任状況を記入し提出してください。 <u>該当がない場合でも提出が必要になります。</u>市外建設業者の方は、佐渡市内に営業所を有する場合に提出してください。	◎	△
㉒ 審査結果郵送用封筒（返信用封筒） 宛先を記載し、切手を貼った封筒（A4サイズが三つ折りに入る定型サイズ）を1枚提出してください。 なお、郵送申請で申請書の受領確認のため、受領書（任意の様式）等が必要な場合は別に1枚必要です。（はがきに受領印を押印する形で対応可能です。）	◎	◎

9 定期申請にかかる申請書等提出後、令和7年1月31日までの間に新しい総合評定値通知書が交付された場合の取扱い

入札参加資格者名簿への登録は、令和7年1月31日現在の経営事項審査の結果及び総合評定値（有効かつ最新のもの）により行いますので、申請書等提出以後、令和7年1月31日までの間に新しい総合評定値通知書が交付されたときは、当該総合評定値通知書の写しを「3提出先」に提出するとともに、次の事項に変更がある場合は、該当する書類等を提出してください。

・技術職員数等に関する書類【第3号様式】

新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況で再度記入の上、提出してください。

・技術職員数一覧【第4号様式】

新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況で「4提出書類」④の注釈(※)の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する方は、記入の上、提出してください。

なお、再提出の際には、下記①及び②の写しを併せて提出してください。

- ① 経営事項審査申請を行ったときの「技術職員名簿」
- ② 技術職員数一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明証（様式第9号））

10 入札参加資格の格付けに係る留意点

資格審査申請における技術者の資格の種類は、「7 資格審査申請をすることができる方」の(2)に掲げていますが、資格審査後の入札参加資格の格付けにおける技術職員数の要件は、次の表のとおりで各等級に対応する「総合評点」、「1 級技術職員数」及び「1, 2 級技術職員の合計数」のすべての要件を満たしていることが必要ですので、技術職員数の記載に漏れがないよう留意してください。

また、通常、格付けは入札参加資格の審査基準日（令和7・8年度建設工事入札参加資格審査の定期申請に係る基準日は令和7年1月31日）の直前に取得した経営事項審査の総合評定値に主観点を加算して得た「総合評点」、「1 級技術職員数」及び「1, 2 級技術職員の合計数」を基に行いますが、「8 提出書類」の④に記載の要件を満たし、技術職員数の補正を希望される方が、「技術職員数等に関する書類」【第3号様式】に補正後技術職員数を記入の上「技術職員数一覧」【第4号様式】を提出し、その内容が適当と認められる場合に、補正後の技術職員数に基づいて格付けを行うこととします。

なお、各等級における総合評点は、令和5・6年度入札参加資格の格付けのものです。定期申請に基づく審査結果の取りまとめ後、正式に決定します。

○土木一式工事

等級	総合評点	1 級技術職員数	1, 2 級技術職員の合計数
A	980 以上	5 人以上	15 人以上
B	810 以上	2 人以上	5 人以上
C	710 以上	1 人以上	2 人以上
D	1 以上		2 人以上

○建築一式工事

等級	総合評点	1 級技術職員数	1, 2 級技術職員の合計数
A	800 以上	2 人以上	5 人以上
B	700 以上	2 人以上	3 人以上
C	650 以上	1 人以上	2 人以上
D	1 以上		2 人以上

○舗装工事

等級	総合評点	1 級技術職員数	1, 2 級技術職員の合計数
A	950 以上	5 人以上	15 人以上
B	1 以上	1 人以上	5 人以上

※ A級業者の要件として、上表の数その他（外数として）に1 級舗装施工管理技術者を1人以上雇用しているものであること。

（1 級技術職員数：5 人+1 人=6 人以上、1, 2 級技術職員の合計数：15 人+1 人=16 人以上）

○電気工事

等級	総合評点	1 級技術職員数	1, 2 級技術職員の合計数
A	780 以上	2 人以上	4 人以上
B	680 以上	1 人以上	2 人以上
C	1 以上		2 人以上

○管工事

等級	総合評点	1 級技術職員数	1, 2 級技術職員の合計数
A	750 以上	2 人以上	4 人以上
B	650 以上	1 人以上	2 人以上
C	1 以上		2 人以上

11 参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合

入札参加資格認定後、参加資格の追加申請（業種の追加）をする場合は、「8 提出書類」のうち、次のものを提出してください。

- ① 建設工事入札参加資格申請書 【第1号様式】
「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄には、追加申請する建設工事の種類のみ記載してください。
- ③ 技術職員数等に関する書類 【第3号様式】
「総合評定値通知書の技術職員数」の欄には、追加申請する業種の技術職員数のみ記載してください。
- ④ 技術職員数一覧 【第4号様式】
追加する業種に関して、「8 提出書類」の④に記載の要件を満たす場合のみ提出。ただし、市外建設業者で佐渡市内に営業所等がない方は提出不要
- ⑤ 舗装機械の所有状況に関する書類 【第5号様式】
舗装工事を追加申請する場合のみ提出。ただし、市外建設業者で佐渡市内に営業所等がない方は提出不要
- ⑥ 石綿作業主任者等に関する調書 【第6号様式】
土木一式、建築一式、管工事、又は解体工事を追加申請する場合で、当初の申請においてこの調書を提出していない方のみ提出。ただし、市外建設業者で佐渡市内に営業所等がない方は提出不要
- ⑨ 総合評定値通知書の写し
追加申請時において、最新かつ有効なもの
- ⑩ 経営規模等評価申請書総合評定値請求書のうち、請求書表紙、技術職員名簿及び工事経歴書の写し
工事経歴書は追加申請する業種に該当する分のみ添付し、市外建設業者で佐渡市内に営業所等がない方は提出不要
- ⑬ 佐渡市税の納税証明書（未納がないことの証明用）
原本を提出。市外建設業者の方は、佐渡市に納税義務がある場合のみ提出
- ⑭ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明用）
- ⑮ 審査結果郵送用封筒（返信用封筒）

12 申請内容に変更等があった場合

下記(1)から(2)の場合に応じて、各届出書を「3 提出先」に**1部**提出してください。

- (1) 申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合
「変更等届出書」【第10号様式】に下表の必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

変 更 事 項	提 出 書 類
① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
② 営業所の名称、所在地（郵便番号）又は電話・FAX 番号・メールアドレス	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写しでも可。
③ 法人の代表者（又はその職・氏名）	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し。 ※電子入札の利用者登録をしている方は、別途「 変更届出書（様式3号） 」も併せて提出してください。
④ 代理人（又はその職・氏名）	新たな代理人に対する委任状、建設業許可の変更届出書の写し
⑤ 建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し ※建設業の種類の変更の場合は、必要に応じて業種の追加申請や廃業等届出書【第11号様式】によります。

⑥ 営業所の新設又は廃止	・新設の場合は、「建設業許可申請書別紙2の写し」又は「建設業許可の変更届出書の写し」及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第2号様式】に新設する営業所について記載したもの。 ・廃止の場合は、添付資料は不要です。
⑦ 資本関係又は人的関係に関する事項	申請時に提出した内容に変更が生じた場合は、変更後の調書を併せて提出してください。

(2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散し、又は営業の譲渡、会社の分割等を行った場合

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(ア) 参加資格の継続を希望する場合

建設工事入札参加資格承継申請書【第12号様式】及び裏面記載の必要書類を提出してください。内容を審査の上、承継の事実が確認されれば参加資格が認められます。

(イ) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第11号様式】を提出してください。

第2 記入方法

1 佐渡市建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申 請 の 内 容	番号
新 規	令和5・6年度の佐渡市の建設工事入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合	1
継 続	令和5・6年度の佐渡市の建設工事入札参加資格を認められている方が、令和7・8年度の建設工事入札参加資格を申請する場合	2
業種追加※	令和7・8年度の佐渡市の建設工事入札参加資格を認められている方が、既に認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請する場合	3

※ 「業種追加」の申請ができるのは、令和7年4月1日以降です。

(2) 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書に表示されている建設業許可番号を、次のとおり記入してください。

ア 「コード」欄は、別紙の1「国土交通大臣・都道府県知事コード表」を参照し、該当する番号を記入してください。

イ 「許可番号」欄は、右詰めで記入してください。

(3) 「前回資格申請時の建設業許可番号」の欄（継続申請の方のみ）

今回申請時の建設業許可番号と、令和5・6年度の入札参加資格審査申請時の許可番号が異なる場合のみ、令和5・6年度の入札参加資格審査申請時の許可番号を記入してください。

「コード」と「許可番号」の記入については、(2)の「経営事項審査申請時の建設業許可番号」欄の記入方法と同じです。

(4) 「商号又は名称」の欄

ア 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を当該欄下部余白に続けて記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定める法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略 号	法人の種類	略 号	法人の種類	略 号
株 式 会 社	(株)	協 同 組 合	(同)	一般社団法人	(一 社)
有 限 会 社	(有)	協 業 組 合	(業)	公益社団法人	(公 社)
合 資 会 社	(資)	企 業 組 合	(企)	一般財団法人	(一 財)
合 名 会 社	(名)	有限責任事業 組 合	(責)	公益財団法人	(公 財)
合 同 会 社	(合)				

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。

【例】「(株) 佐渡組」の場合 フリガナは、「サドグミ」

「国中建設 金山 次郎」の場合 フリガナは、「クニナカケンセツ カナヤマ ジロウ」

(5) 「代表者の氏名」の欄

ア 代表者の氏名は左詰めとし、姓と名の間に1文字分空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは左詰めとし、姓と名の間に1文字分空けてカタカナで記入してください。

(6) 「主たる営業所」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

- ・政令指定都市の場合（県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。）

新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

- ・一般的な記入例（上越市の〇〇区表示も含む。）

〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

- ・東京23区の場合

東京都〇〇区

イ 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、アの「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「－（ハイフン）」により記入してください。また、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

ウ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

エ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例にならって記入してください。

0XXX-XX-XXXX 0XX-XXX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX 050-XXXXXXXX

オ 「連絡先メールアドレス」の欄

アドレスが複数ある場合は、入札・契約担当部署のメールアドレスを記入してください。

カ 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

(7) 「エコアクション21 認証登録」の欄

一般財団法人持続性推進機構事務局からの認証を受け登録されている場合は「1」をそれ以外は「0」を記入してください。ただし ISO14001 の認証取得者は主観点の加算の対象とはなりません。

(8) 「新分野進出状況」の欄

日本標準産業分類で建設業以外の分野（大分類を異にする事業）へ進出し、令和5年2月1日から

令和 7 年 1 月 31 日までの間に 500 万円以上の支出を行っている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(9) 「障害者雇用状況」の欄

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定により、障害者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告する義務がある者が、資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、法定雇用率 (2.5%) を満たす数を超える数※の障害者を雇用している場合、又は同規定による障害者雇用の報告義務がない者が、障害者を 1 人以上雇用している場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

※ 《例》法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が 70 人の場合

法定雇用率を満たす数は 1 人 ($70 \text{ 人} \times 2.5\% = 1.75 \text{ 人}$ 。一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨て。) ですので、「超える数」は 2 人以上となります。

よって、1 人雇用の場合は満たす数を超えていないので、記載は「0」となります。

(10) 「男女共同参画推進状況」の欄

ア 新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、かつ「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」第 12 条第 1 項又は第 4 項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ資格審査申請日現在において、当該行動計画期間中である場合（イにも該当する場合を除く）は「1」を記入してください。

イ 新潟県のハッピー・パートナー企業の登録があり、かつ提出した経営事項審査に係る審査基準日において、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する女性技術者（法人役員及び個人事業主を除く。）を 1 名以上雇用している場合（アにも該当する場合を除く）は「2」を記入してください。

ウ 前記の「ア」及び「イ」にともに該当する場合は「3」を記入してください。

エ 上記のいずれにも該当しない場合は「0」を記入してください。

(11) 「消防団協力事業所認定状況」の欄

資格審査申請日現在において、佐渡市消防団協力事業所に認定されている場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(12) 「若年者雇用状況」の欄

令和 2 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日の間に若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、採用日及び資格審査申請日において当該者の勤務地が佐渡市内の営業所である場合は、当該者の資格審査申請日現在の職種に応じて「1」又は「2」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

ア 当該申請日現在の職種が技術者又は技能労働者の場合：「1」

イ 当該申請日現在の職種がア以外（事務職員等）の場合：「2」

(13) 「就業体験等の機会提供状況」の欄

令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日の間に、中学生以上の生徒・学生（専門学校生を含む。）を対象とした、就業体験（インターンシップ）、専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）又は佐渡市主催の課題解決型の職場体験の受入れを佐渡市内の営業所で連続 2 日（2 営業日）以上行った場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入してください。

(14) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

入札参加を希望する建設工事について、その業種ごとの下欄に「1」を記入してください。

2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第 2 号様式】

営業所一覧表には、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所として建設業許可申請書別紙 2 に記載してある営業所）のうち、次に掲げる営業所を記入してください。（主たる営業所はここには記入しないでください。）

営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
新潟県内に所在する 営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、下記以外の 営業所	01 から順に付番
	建設業の許可を受けている営業所のうち、 <u>佐渡市との 建設工事の請負契約の事務処理</u> （指名通知等を含む）に ついて、主に相手方となる営業所※	80
新潟県外に所在する 営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、 <u>佐渡市との 建設工事の請負契約の事務処理</u> （指名通知等を含む）に ついて、主に相手方となる営業所※	80

※ 「建設業の許可を受けている営業所のうち、佐渡市との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所」は、委任状を提出する必要があります。
また、委任先営業所は、便宜的に1箇所とします（営業所番号「80」は1つだけとなります。）が、
これ以外の営業所においても佐渡市との建設工事の請負契約の事務処理を行うことは可能です。

(1) 「営業所番号」の欄

上記表の区分にしたがい、「80」又は「01～」を記入してください。

(2) 「建設業の許可を受けている業種」の欄

記入する営業所ごとに、当該営業所で建設業の許可を受けて営業している建設業の種類について、次のとおり記入してください。

ア 一般建設業許可を受けている建設業 → 「1」を記入してください。

イ 特定建設業許可を受けている建設業 → 「2」を記入してください。

(3) 「営業所等の名称」の欄

当該営業所等の名称のみを記入してください。

《記入例》 「(株) △△建設 佐渡支店」の場合 「佐渡支店」と記入してください。

(4) 「営業所等の代表者の氏名」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「代表者の氏名」の欄の記入方法にならって、当該営業所等の代表者の氏名を記入してください。

(5) 「営業所等の所在地」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、当該営業所の所在地を記入してください。

(6) 「連絡方法」の欄

ア 「郵便番号」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の郵便番号を記入してください。

イ 「電話番号」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の電話番号を記入してください。

ウ 「FAX番号」の欄

(ア) 当該営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、そのFAX番号を記入してください。

(イ) 「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「FAX番号」の

欄の記入方法にならって記入してください。

エ 「メールアドレス」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「主たる営業所」の「連絡先メールアドレス」の欄の記入方法にならって、その営業所宛のメールアドレスを記入してください。

3 技術職員数等に関する書類【第3号様式】

この様式は、建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書の審査基準日における状況で、必要な事項を記入してください。

人数欄の記入について、該当がない場合は「0」と記入せず、空欄としてください。

(1) 土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事の技術職員数

ア 「補正」の欄

経営事項審査に係る技術職員の該当する業種について総合評定値通知書の技術職員数のままでよい場合は「0」（補正なし）を、技術職員数の補正を希望する場合は「1」（補正あり）※を記入してください。

なお、経営事項審査の審査基準日以降に、技術職員の追加や資格等に変動があった場合については補正の対象とはなりません。

イ 「総合評定値通知書の技術職員数」の欄

総合評定値通知書に記載されている技術職員数について転記してください。ただし、申請しない業種については転記しないでください。

ウ 「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を記入した場合のみ記入してください。この場合に一人の技術職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

※「1」（補正あり）と記載した業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）の級別の記載人数は、「技術職員数一覧」（第4号様式）で対応する業種の「市での対応する級区分」の級別の合計人数と一致していることが必要です。

(2) 「1級舗装施工管理技術者数」の欄

1級舗装施工管理技術者の資格を有する技術者の人数を、右詰めで記入してください。

(3) 「退職金制度等の加入状況」の欄（※正規職員のみ対象）

ア 「建設業に従事する職員の数」の欄

総合評定値通知書の審査基準日における状況で、建設業に従事する職員の数を記入してください。

イ 「中小企業退職金共済制度」の欄

勤労者退職金共済機構との間で締結されている退職金共済契約の対象となる職員の数を記入してください。

ウ 「建設業退職金共済制度」の欄

勤労者退職金共済機構との間で締結されている特定業種退職金共済契約の対象となる職員の数を記入してください。ただし、「中小企業退職金共済制度」の対象となる職員は、含めないでください。

エ 「特定退職金共済制度」の欄

特定退職金共済団体との間で締結されている退職金共済契約の対象となる職員の数を記入してください。

オ 「自社退職金制度」の欄

イからエまでに掲げる退職金共済制度以外の退職金制度で、労働協約若しくは就業規則に定めがある場合に、その対象となる職員の数を記入してください。ただし、イからエまでの退職金共済制度の対象となる職員は、含めないでください。

カ 「未加入」の欄

(ア) 建設業に従事する職員で、退職金制度の対象となっていない職員の数を記入してください。

(イ) (ア)の職員に、事業主又は役員が含まれている場合は、その人数を「(うち役員又は事業主)」欄に、内数で記入してください。

※ ア「建設業に従事する職員の数」の欄の数は、イからカの欄までの合計と同じ数になります。

(4) 「労働福祉の状況」の欄

ア 「建退共等加入の有無」の欄

「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれかに加入している方は「1」（加入あり）を、いずれにも加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

イ 「建災防協会加入の有無」の欄

建設業労働災害防止協会に加入している方は「1」（加入あり）を、加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

4 技術職員数一覧【第4号様式】

「技術職員数等に関する書類【第3号様式】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した場合のみ、次のとおり記入してください。1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入の対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。また、経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。業種（「土木」「建築」「電気」「管」及び「舗装」）別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類（第3号様式）」の対応する業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

資格者証等の写しはカウントする資格についてのみ添付し、同一の資格であっても業種ごとに添付してください。

【技術職員の資格のカウント方法】

(1) 業種ごとに、資格を持った職員をカウントできるのは1つの資格まで

ア 1級相当と2級相当の資格を持っている場合、1級相当の資格でカウントする。

《例1》「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士（土木）」を持っている場合

「土木」で、「1級土木施工管理技士」の資格を1とカウントし、「1級土木施工管理技士」の写しのみを添付する。両方の資格でカウントすることはできない。

《例2》「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

「管」で、「1級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントし、「管」の資格者証としては「1級管工事施工管理技士」の写しのみを添付する。両方の資格でカウントすることはできない

イ 同等（1級相当同士、2級相当同士）の資格を持っている場合、どの資格でカウントしてもよい。なお、同等であれば選んだ資格による結果の差異はない。（例えば、技術士法に基づく資格を選んだ方が有利ということはない。）

《例》「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

「建築」で、「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1とカウントし、「建築」の資格者証としては、カウントする資格の資格者証の写しのみを添付する。両方の資格でカウントすることはできない。

(2) 複数の業種に該当する資格を持っている職員は、全ての業種においてカウントでき、カウントできる業種の数に制限はない。

《例1》「2級土木施工管理技士（土木）」と「2級管工事施工管理技士」を持っている場合

「土木」・「舗装」で、「2級土木施工管理技士（土木）」の資格をそれぞれ1とカウントし、

「管」で、「2級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントする。

また、「土木」・「舗装」の資格者証としては、両方に「2級土木施工管理技士（土木）」の資格者証の写しを添付し、「管」の資格者証としては、「2級管工事施工管理技士」の写しを添付する。

5 舗装機械の所有状況に関する書類【第5号様式】 ※「舗装」申請者のみ

舗装工事の入札参加を希望し、かつ、資格審査申請日現在において舗装機械（アスファルトフィニッシャー）を所有（又は所有に準じる状況）している方で、佐渡市内に営業所等を有する場合のみ次のとおり記入してください。

(1) 「申請者（商号又は名称）」の欄

商号又は名称を記入してください。

(2) 「営業所番号」の欄

本社は、「00」と記入してください。

支店等は、「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】」の「営業所番号」の欄に記入した、番号を記入してください。

(3) 「舗装機械の所有台数」の欄

本社又は支店等における舗装機械（アスファルトフィニッシャー）の所有台数を記入してください。

(4) 「舗装機械の種類」の欄

コード欄に該当する機械コードを記入してください。

該当するコードがない場合は、4（その他）を記入の上、その内容を12文字以内で記入してください。

(5) 「製造番号」の欄

所有する機械の製造番号を記入してください。

(6) 「所有・所有に準じる状況の別」の欄

コード欄に該当するコードを記入してください。

(7) 「所有（保管）場所」の欄

機械を所有（保管）している場所を、都道府県・市町村名まで記入してください。

(8) 「所有等の開始時期」の欄

所有を開始した年月を記入してください。年号欄は、西暦で記入してください。

(9) 「所有等の終了予定時期」の欄

上記(6)の「所有・所有に準じる状況の別」の欄に、「1：所有」を記入した場合は、その減価償却終了予定年月を、「2：リース」～「5：その他」を記入した場合は、その終了予定年月を記入してください。

(10) 「所有（保管）場所」が佐渡市内の場合

所有等を証する書類（車検証、固定資産台帳、リース契約書等の写し）を提出してください。

6 石綿作業主任者等に関する調書【第6号様式】

土木一式、建築一式、管工事、又は解体工事を申請する方で、石綿作業主任者技能講習又は特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習の修了者がいる場合は、氏名・修了証番号・終了年月日を記入してください。

なお、受講者の講習修了証の写しも添付してください。（2名以上記入した方は、うち1名の講習修了証の写しを提出してください。）

7 暴力団等の排除に関する誓約書

この様式は、佐渡市建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第6号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認の上、住所（所在地）、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記入し提出してください。（押印は不要です。）

8 資本関係・人的関係に関する調査

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社についてその会社名及び所在地を記入してください。

(1) 資本関係又は人的関係の有無

資本関係、人的関係にある会社について該当がある場合は「あり」を丸で囲み、次の事項を記入してください。該当がない場合は「なし」を丸で囲んでください。

(2) 資本関係に関する事項

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 親会社等と子会社等の関係にある場合。 → 2(1)又は(2)に記入
イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 → 2(3)に記入

○「親会社等」、「子会社等」の定義

① 会社法第2条第3号の2（子会社）

- 1) 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- 2) 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

② 会社法第2条第4号の2（親会社）

- 1) 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- 2) 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

※ 有限会社の場合は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「特例有限会社」となり、会社法の適用を受けることになります。

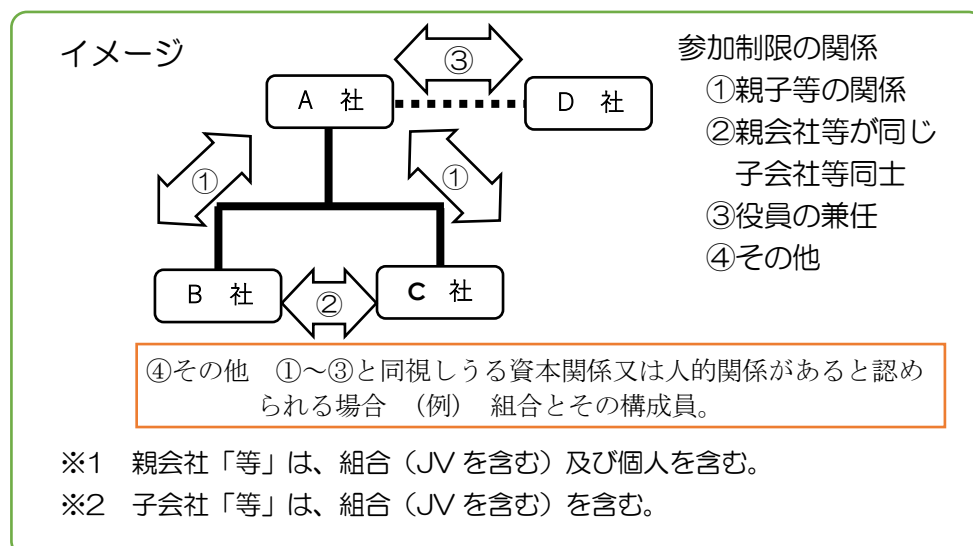
(3) 人的関係に関する事項

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(ア)取締役（監査役を除く） (イ)指名委員会等設置会社の執行役 (ウ)持分会社の社員
(エ)組合の理事 (オ)その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)に掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、会社更生又は民事再生手続き中の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

組合とその構成員の関係にある場合、その他上記(2)又は(3)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。



9 委任状を提出する際の留意事項

佐渡市との入札・契約の事務処理について、主たる営業所とは別に主に相手方となる営業所等を指定する方は提出が必要になります。

委任状の指定様式はありませんが、次の事項に留意し提出してください。

- (1) 委任する方は、本人（法人の場合は、その代表者。以下同じ。）であること。
- (2) 委任を受ける方は、主たる営業所に代わって佐渡市との建設工事の請負契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。
- (3) 委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、佐渡市が発注する建設工事に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4) 委任状の提出先（あて名）は、「佐渡市長」であること。

別紙

1 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	10	群馬県知事	20	長野県知事	30	和歌山県知事	40	福岡県知事
01	北海道知事	11	埼玉県知事	21	岐阜県知事	31	鳥取県知事	41	佐賀県知事
02	青森県知事	12	千葉県知事	22	静岡県知事	32	島根県知事	42	長崎県知事
03	岩手県知事	13	東京都知事	23	愛知県知事	33	岡山県知事	43	熊本県知事
04	宮城県知事	14	神奈川県知事	24	三重県知事	34	広島県知事	44	大分県知事
05	秋田県知事	15	新潟県知事	25	滋賀県知事	35	山口県知事	45	宮崎県知事
06	山形県知事	16	富山県知事	26	京都府知事	36	徳島県知事	46	鹿児島県知事
07	福島県知事	17	石川県知事	27	大阪府知事	37	香川県知事	47	沖縄県知事
08	茨城県知事	18	福井県知事	28	兵庫県知事	38	愛媛県知事		
09	栃木県知事	19	山梨県知事	29	奈良県知事	39	高知県知事		

2 業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
法面処理工事	とび・土工工事業	(法)	29
解体工事	解体工事業	(解)	30